1. 貸倒損失

|  |
| --- |
|  |
| 約束手形の流れ(実務編)1. 売掛金の回収
2. 手形債権の請求
3. 売掛債権の請求
4. 弁済金の支払い

管財人③　倒産1. 支払拒絶
2. 呈示
3. 呈示

銀行1. 買掛金の支払

(裏書)手形の振出人仕入先(所持人)取引先(第一裏書人)当社(第二裏書人)1. 保証債務(手形)の求償権の行使
2. 弁済金の支払い
3. 当社は取引先より、売掛金の回収として手形を受け取った（受取手形／売掛金）。
4. 当社は仕入先へ買掛金の支払いとして、取引先より受け取った手形を裏書譲渡した（買掛金／受取手形）。
5. 取引先（及び手形の振出人）は、会社再生法の適用を受け、事実上、倒産した（仕訳なし）。
6. 仕入先は、当社より受け取った手形を指定金融機関へ呈示した（仕訳なし）。
7. 指定金融機関は、仕入先の呈示した手形について、支払いを拒絶した（仕訳なし）。
8. 当社は、管財人に対して売掛債権の請求を行った（仕訳なし）。仕入先は、管財人に対して手形債権の請求を行った（仕訳なし）。
9. 当社は、管財人より、請求した売掛債権に対する弁済金を受け取った（普通預金／雑収入）。仕入先は、管財人より、請求した手形債権に対する弁済金を受け取った。
10. 仕入先は、当社に対して手形代金に対する求償権を行使した（受取手形／買掛金）。
11. 当社は、手形債権及び売掛債権の回収可能性が消滅した（貸倒損失／受取手形，貸倒損失／売掛金）。
* 管財人に請求する債権のうち手形債権は、手形の最終所持人が行う。
* 当社は、売掛債権及び裏書譲渡した手形代金について、貸倒損失を計上する。
* 当社は、仕入先に対する債務の支払い義務を有する。
* 仕入先は、手形代金に対する求償権があるため、貸倒損失の計上は出来ない。
 |